

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置について）

2024年5月

在トロント日本国総領事館

1 海外に住んでいて国政選挙に投票するには、在外選挙人名簿登録申請を行い、登録先の選挙管理委員会が発行する在外選挙人証を取得しておく必要があります。これまでこの登録申請手続きにあたっては、申請者本人またはその代理人から申請書類を提出いただき、当館で対面による本人確認を行ってきていましたが、当館では、2022年4月1日から、一定の条件のもと、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。

2 事前に、①郵送、②託送、③Eメールの添付ファイルのいずれかの方法で書類を提出いただき、その後ビデオ通話を通じた本人確認及び提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。

3 具体的な申請方法は、次のとおりです。

（1）事前に当館まで以下の必要書類を、①郵便等で送付、②第三者による託送、③Eメールの添付ファイル、のいずれかの方法で提出してください。

ア 在外選挙人登録申請書原本

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei01.pdf>

イ 申請時出頭免除願書原本

ウ 旅券身分事項ページの写し

エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）

オ カナダにおける滞在資格が分かる書類の写し（例：PRカード）

（2）（1）の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。

（3）ビデオ通話では、Microsoft Teams、Zoom、Cisco Webex のいずれかを利用します。事前に、アプリのインストールなど、必要なお準備をお願いします。

（4）ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、カナダにおける滞在資格が分かる書類原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。

（5）以下の場合は、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合

イ（2）の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合

ウ（３）及び（４）の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

（６）電子メールの添付ファイルとして提出された申請書等の記載内容や署名が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

４ ご申請を受け付けてから、在外選挙人証を交付できるまでには、一定の日数が必要となりますので、あらかじめご了承ください